

# 国民年金からのお知らせ

平成23年度の老齢基礎年金額が改定されました

老齢基礎年金額は、20歳から60歳までの40年間(480月)、すべて保険料を納めている場合、**年額78万8900円(月額6万5742円)**となります。すべて保険料を納めている場合とは、この40年間で第1号被保険者として保険料を納付した期間や、第2号被保険者、および第3号被保険者期間であることを行います。



老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や保険料免除期間などが、原則25年以上あると65歳から受給できます。

しかし、保険料を納めていない期間や保険料免除期間があると、その期間に応じて減額された年金額となります。ご注意ください。



《年金の支払い》2月・4月・6月・8月・10月・12月の

年6回で、それぞれの前2カ月分(例:4月の支払いは2月と3月の2カ月分)が支払われます。

## 国民年金のよくある質問

Q 受け取れる年金額をできるだけ増やしたいが、どうすればいいのかわかるか?  
A 次の3つの方法によって、受け取る年金額を増やすことができます。

### ① 付加保険料

定額保険料のほかに、付加保険料を納付する方法です。付加保険料は、月額400円です。支払った付加保険料総額の半分が、将来の付加年金額(年額)として受給できます。2年間受給すると、支払った付加保険料と付加年金額が同額になるため、大変お得です。

ただし、国民年金基金加入者や、免除・猶予該当期間は加入できません。

### ② 任意加入

加入期間や納付期間が40年

## <付加保険料と付加年金受給額>

付加保険料 : 月額400円

付加年金の受給額(年額) : 200円×付加保険料納付月数

【例】付加保険料を10年納付した場合

付加保険料納付額 48,000円 [400円×10年(120月)]

付加年金の受給額(年額) 24,000円 [200円×10年(120月)]

※付加年金額は65歳から受給した場合の金額で、生涯受給できます。

に満たない方は、任意加入する方法があります。国民年金の保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入して、満額の年金額に近づけることができます。



ただし、厚生年金保険(サラリーマン等)、共済組合(公務員等)に加入中の方(第2被保険者)は、任意加入することができません。

### ③ 繰り下げ受給

年金を遅らせて受け取る、繰り下げ受給という方法もあります。



本来の老齢基礎年金の請求年齢である65歳から年金を受給せずに、66歳から70歳になるまでの間に申し出をすることにより、65歳になった月から繰り下げ申し出をした月までの月数に応じて、加算された年金額を受け取ることができます。

この加算される率は、1月あたり0.7パーセントです。それぞれ要件がありますので、豊岡年金事務所、市民課、または各総合支所市民福祉課の国民年金窓口にお問い合わせください。



## 豊岡年金事務所からのお知らせ

### 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

#### ● 5月14日(土)は

午前9時30分～午後4時

● 5月2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)・30日(月)は、

午前8時30分～午後7時

#### ● 電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎ 0570-051165

IP電話・PHS

☎ 03-6700-1165

#### ● 年金個人情報サービス

日本年金機構

ホームページアドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

#### 《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎ 22-0948

▽市民課市民係

☎ 21-9015 または各

総合支所市民福祉課市民係

# 保育園・認定こども園の園庭開放・公開保育のお知らせ

下記の保育園・認定こども園では、在宅の親子を対象に園庭開放と公開保育を行います。また、園庭開放では、親子で遊具で遊んだり、砂遊びなどをして楽しい時間をお過ごしください。公開保育では、季節の行事なども取り入れて活動します。「子育て相談コーナー」もありますので、気軽にお越しください。

▷対象 在宅の0歳～5歳の児童とその保護者

▷持ち物 上履き、帽子、着替え

▷その他 事前申込みは不要です。当日、各保育園に直接お越しください。

\*駐車場の都合により、自転車または徒歩でお越しください。

《問合せ》各保育園・認定こども園またはこども育成課幼保支援係 ☎22-4452



## ■園庭開放・公開保育日程

| 園名          | 電話      | 園庭開放              |                           | 公開保育                    |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
|-------------|---------|-------------------|---------------------------|-------------------------|------------|--------------------|-------|---------|------------|----------------|------------|----------------|---------------|
|             |         | 曜日                | 時間                        | 開催日                     | 時間         | 実施月                | 第1回   |         |            |                |            |                |               |
| 港保育園        | 28-2107 | 毎週月～土曜日           | 9:30～11:00                | 第2水曜日<br>(8月のみ第3水曜日)    | 9:30～11:00 | 5月～<br>平成24年2月     | 5月11日 |         |            |                |            |                |               |
| 城南保育園       | 22-3960 | 毎週水・金曜日           |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 西保育園        | 23-0018 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 東保育園        | 23-3893 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 竹野保育園       | 47-0153 | 毎週月～土曜日           | 9:00～11:00                | 第3火曜日<br>第3金曜日<br>第3木曜日 | 9:30～11:00 | 6、7、9月～<br>平成24年2月 | 5月17日 |         |            |                |            |                |               |
| 森本へき地保育園    | 48-0300 |                   |                           |                         |            |                    | 5月20日 |         |            |                |            |                |               |
| 合橋認定こども園    | 54-0105 |                   |                           |                         |            |                    | 5月19日 |         |            |                |            |                |               |
| 高橋認定こども園    | 55-0405 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 資母認定こども園    | 56-0245 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 豊陵保育園       | 23-2772 | —                 | —                         | 第2水曜日                   | 9:30～11:00 | 6、7、9月～<br>平成24年2月 | 6月8日  |         |            |                |            |                |               |
| みえ保育園       | 24-0462 | 第2・第4月曜日<br>毎週土曜日 | 10:00～15:00<br>9:30～15:00 | —                       | —          | —                  | —     |         |            |                |            |                |               |
| チャイルドハウス保育園 | 29-3900 | 毎週土曜日             | 9:30～11:45                | —                       | —          | —                  | —     |         |            |                |            |                |               |
| 城崎こども園      | 32-2269 | 毎週土曜日             | 9:30～14:00                |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| こくふ保育園      | 42-1717 | 毎週水・金曜日           | 9:00～11:30                |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 八代保育園       | 42-1731 |                   | 9:30～11:30                |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 蓼川保育園       | 42-0169 |                   | 9:00～11:30                |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 蓼川第二保育園     | 42-1122 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 静修保育園       | 42-1056 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 三方保育園       | 44-0610 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 清滝保育園       | 45-0450 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 西気保育園       | 45-0152 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            |                |            |                |               |
| 出石愛育園       | 52-2137 |                   |                           |                         |            |                    |       | 毎週月～土曜日 | 9:30～11:30 | 第1・第3火・<br>金曜日 | 9:30～11:30 | 4月～<br>平成24年3月 | 5月6日<br>(3回目) |
| 小坂保育園       | 53-2700 |                   |                           |                         |            |                    |       |         |            | —              | —          | —              | —             |

みんなで美しい豊岡を：①

野外焼却(野焼き)は犯罪です！



家庭から出たごみや会社から出たごみなど、種類にかかわらず、野外でのごみ焼却は、法律で禁止されています。



野外焼却は、ダオキシシンなどによる大気汚染の原因になります。また「洗濯物が汚れる、臭いがつく」「煙で気分が悪くなる」「道路の視界が悪くなる」など、近所に迷惑を掛けるばかりでなく、火災の原因にもなり大変危険です。

### 厳しい罰則

法律に違反して野外焼却した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(またはその両方)に処せられます(法人の場合は、3億円以下の罰金)。地域の快適な環境を守るため、ごみは野外焼却せず、分別してごみステーションに出すか、清掃センターに直接持ち込んでください。なお、焼却炉でごみを焼却する場合は、焼却炉の構造基準があり、一定規模以上の焼却炉には許可や届け出が必要となります。

### 野外焼却の例外

次の場合は例外として野外焼却が認められています。発泡スチロールやビニール、タイヤ、プラスチック製品類、廃油を燃やすことは認められていませんので、絶対にしないようにしましょう。

① 風俗習慣上または宗教上の行事(門松やしめ縄などを焼却するどんど焼き)

② 農業、林業、または漁業を営む上でやむを得ないもの(焼畑、あぜ焼き、枝打ちした枝木、漁網にからまった海藻などの焼却)

③ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの(キャンプファイヤーなど)

例外として認められる野外焼却でも、市役所や消防署に多くの苦情が入ります。近所のトラブルにならないよう、むやみな焼却は避け、場所、時間、天候などを十分考慮しましょう。

《問合せ》生活環境課環境衛

生保 ☎23-5304